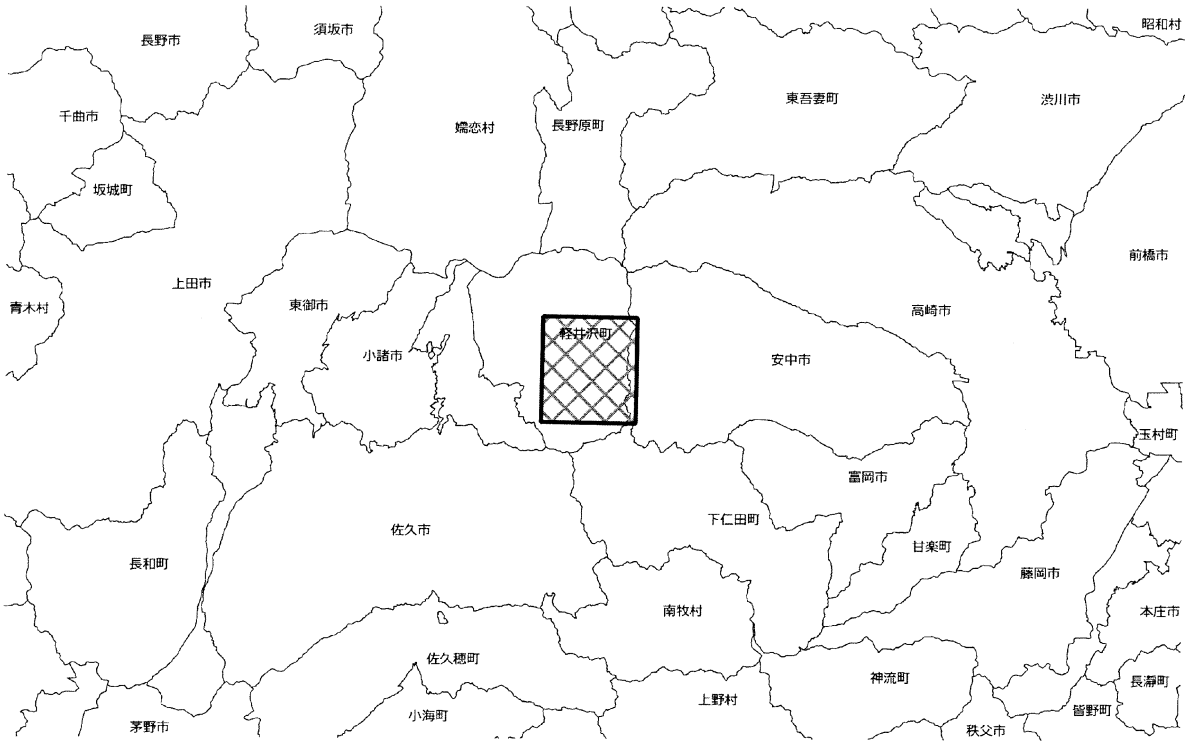
軽井沢地区



備考：　は数値空中写真（正射画像）の撮影範囲を示す

0　5　10　15　20　25 km

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第４２６６号

大阪府東大阪市日下町２丁目12番８号、前住所大阪府東大阪市中石切町４丁目９番36号
債務者　ホリインテリアサービスこと堀建装こと　堀　　洋和
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　康洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３５７号

大阪市港区田中２丁目14番27号　パークサイドハイツ102号
債務者　三浦栄二事務所こと　三浦　栄二
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月16日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１０号

兵庫県加古郡稲美町六分一1178番地の774　クリスタルハイツいなみ201号
債務者　正岡　秀昭
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大岩　和紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３７０号

兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古698番地サニーコーポラス208号、従前の住所兵庫県宍粟市山崎町中野632番地１
債務者　寺脇　　清
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　衣笠　謙三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８９号

愛媛県西条市国安776番地２、前住所愛媛県新居浜市船木1192－３
債務者　二宮恵美子
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅　　陽一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第４３号

愛媛県今治市鯉池町１丁目３番16号　鯉池西団地Ａ３－101号
債務者　小野　友徳
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八島　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第４３号

愛媛県宇和島市栄町港３丁目７番10号　プレジデント皇神宇和島603号
債務者　菊地　正晃
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　吉利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月27日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
松山地方裁判所宇和島支部